

10-2 外国勤務の配偶者に同行する場合の取扱い

□ 概説

外国勤務等を命ぜられた配偶者の外国への赴任に同行する県費負担教職員（以下「同行職員」という。）の服務及び給与等については、次のように取り扱うものとする。

（同行職員の服務上の取扱い）

- 1 同行職員から、配偶者の外国赴任に同行する期間にかかる職務に専念する義務（以下「職務専念義務」という。）の免除の申請があった場合には、その同行に必要なかつ最小限度の期間に限り職務専念義務を免除する。

（職務専念義務の免除申請対象者）

- 2 前項の規定により職務専念義務の免除申請をすることが出来る同行職員は、次に掲げる1年以上の外国勤務等を命ぜられた配偶者の外国への赴任に同行する場合で、帰国後も引き続き県費負担教職員として勤務する意志を有する者であることとする。
 - (1) 岐阜県又は岐阜県教育委員会から外国での勤務又は研修を命ぜられた職員
 - (2) 外務省在外公館等における勤務のため岐阜県又は岐阜県警察を退職し、当該勤務終了後、岐阜県又は岐阜県警察の職員となることが確実な者

（職務専念義務の免除申請手続）

- 3 配偶者の外国赴任に同行する期間に係る職務専念義務の免除申請を行う場合は、「職務専念義務免除申請書（別記様式1）」に「誓約書・同意書（別記様式2）」を添えて、同行開始予定日の2月前までに市町村教育委員会に申請する。

職務専念義務免除の承認を受けた職員が、同行の継続が困難となり承認期間を短縮する場合には、原則として同行終了予定日の2月前までに「承認期間短縮申請書（別記様式3）」により市町村教育委員会に申請する。

（同行職員の給与等の取扱い）

- 4 同行職員の当該同行に係る職務専念義務免除の承認期間中における給与等の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 承認期間中における給与の取扱いについては、別表同行給与のとおりとする。
 - (2) 承認期間中における退職手当の在職期間の算定については、退職手当の算定の基礎となる在職期間から、承認期間の月数の二分の一に相当する月数を除算ものとする。
 - (3) 承認期間中における公立学校共済組合及び教職員互助組合の組合員資格は、当該期間中も継続するものとする。

□ 手続書類

提出書類	提出先	提出部数	提出期日
1. 本人の申請書	学校長	(様式同行1) +写3部 (様式同行2) +写3部	同行開始予定日の1月前
2. 学校長の意見書	市町村教委	(様式同行1) +写2部 (様式同行2) +写2部	同行開始予定日の25日前
3. 市町村教委の承認書	教育振興事務所 学校教育課	(様式免報1) +写1部 様式同行1の写2部 様式同行2の写2部	同行開始予定日の15日前
4. 進達書	県学校人事課	(様式免報1) 様式同行1の写1部 様式同行2の写1部	同行開始予定日の10日前